

JIS 見直しの審議について

日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の JIS があることから効率的な運用のために、毎年度一括して JIS 見直しを行うこととしております。JIS の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。今回のご審議は、別添 1 の“JIS 見直しの審議”に該当します。

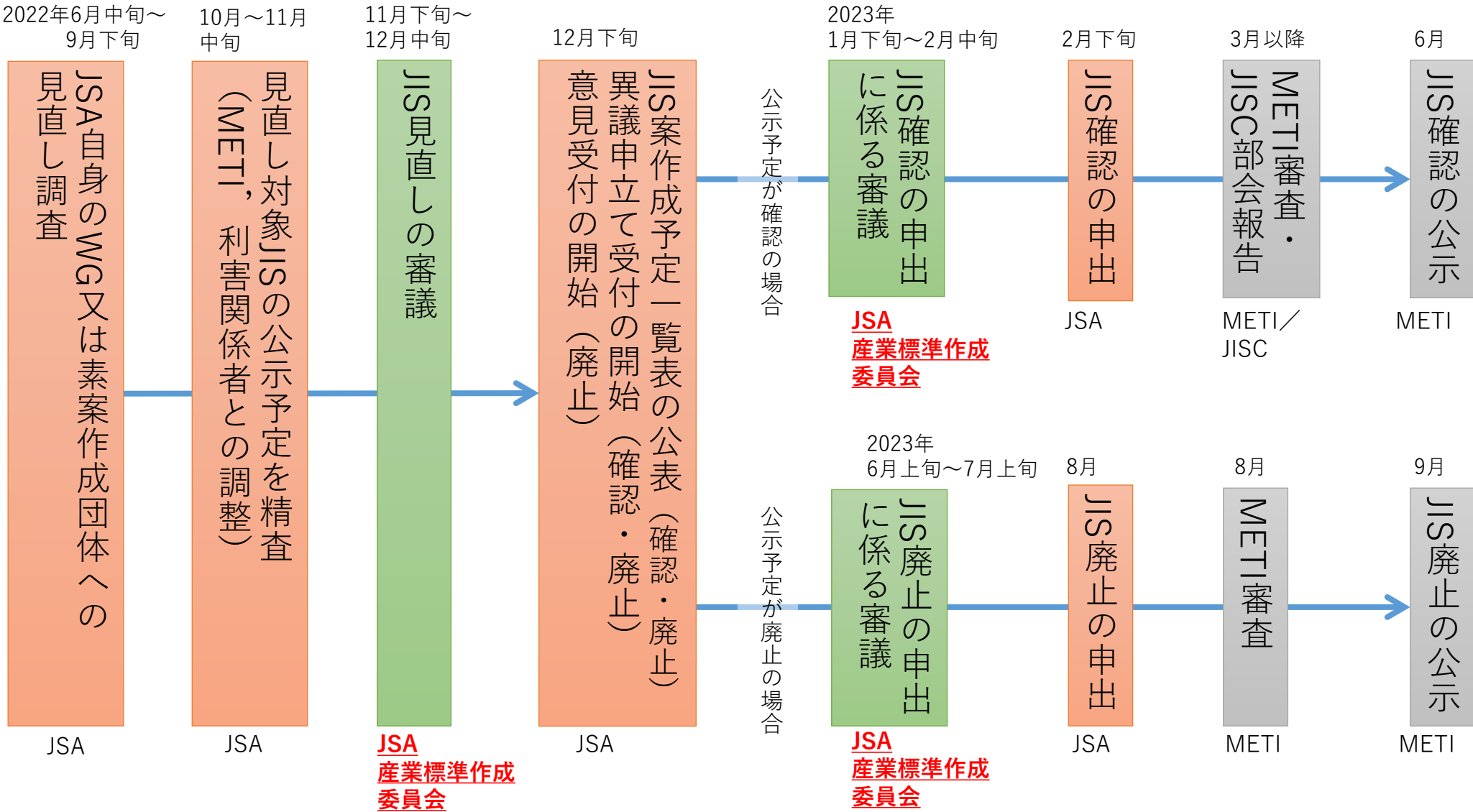
2023 年度に見直し期限を迎える JIS について、当会にて関係各方面の意見を十分に調査し、別添 2 のとおり 2023 年度中に改正、確認又は廃止とするかの案を作成いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

また、ご承認いただいた JIS 見直しのうち、公示予定が「確認」、及び公示予定が「廃止」、かつ、これから廃止に着手する JIS については、その内容を利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。JIS 作成予定一覧表の公表により、利害関係者から意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。

JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
- ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
引用（参照）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用（参照）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、
主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

【JIS書誌情報】

規格番号	規格名称	公示予定 (確認、改正、廃止又は“－”を入力)	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体	書誌情報				参照文書 (JSA調査結果)			参照文書の記号の説明： ◎ 当該JIS発効時の参照文書のすべてが、改廃されずに、継続している。 × 当該JIS発効時以降、参照文書の一部及び/又は全てが、改正及び/又は廃止されている（現状が不明なものも含む）。				
							規格番号及び西暦年	最新 公示		主務大臣	専門委員会	対応国際規格	引用JIS	引用国際規格	対応国際規格	対応国際規格の同等性	JIS制定年月日	JIS最新改正日
								種類	年月日									
JIS Q 0030:2019	標準物質—選択された用語及び定義	確認	対応国際規格の改訂が予定されており、その動向を踏まえて検討する必要があるため。	1: IDT		無	JIS Q 0030:2019	改正	2019/1/21	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	-	-	ISO Guide 30:2015	IDT	1997/03/20	2019/01/21
JIS Q 17011:2018	適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない	1: IDT		無	JIS Q 17011:2018	改正	2018/7/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	-	ISO/IEC 17011:2017	IDT	2005/07/20	2018/07/20
JIS Q 17025:2018	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない	1: IDT		無	JIS Q 17025:2018	改正	2018/7/20	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	◎	ISO/IEC 17025:2017	IDT	2000/06/20	2018/07/20
JIS Q 17067:2014	適合性評価—製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない	1: IDT		無	JIS Q 17067:2014	確認	2018/10/22	経産	適合性評価・管理システム・サービス規格	◎	×	-	ISO/IEC 17067:2013	IDT	2014/01/20	